

【再評価理由】 ①国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの

【事業種別】 街路事業

【事業名】 淀川左岸線（２期）事業

＜再評価５回目＞ 〔前回 令和２年度事業再評価〕

令和４年９月

建設局

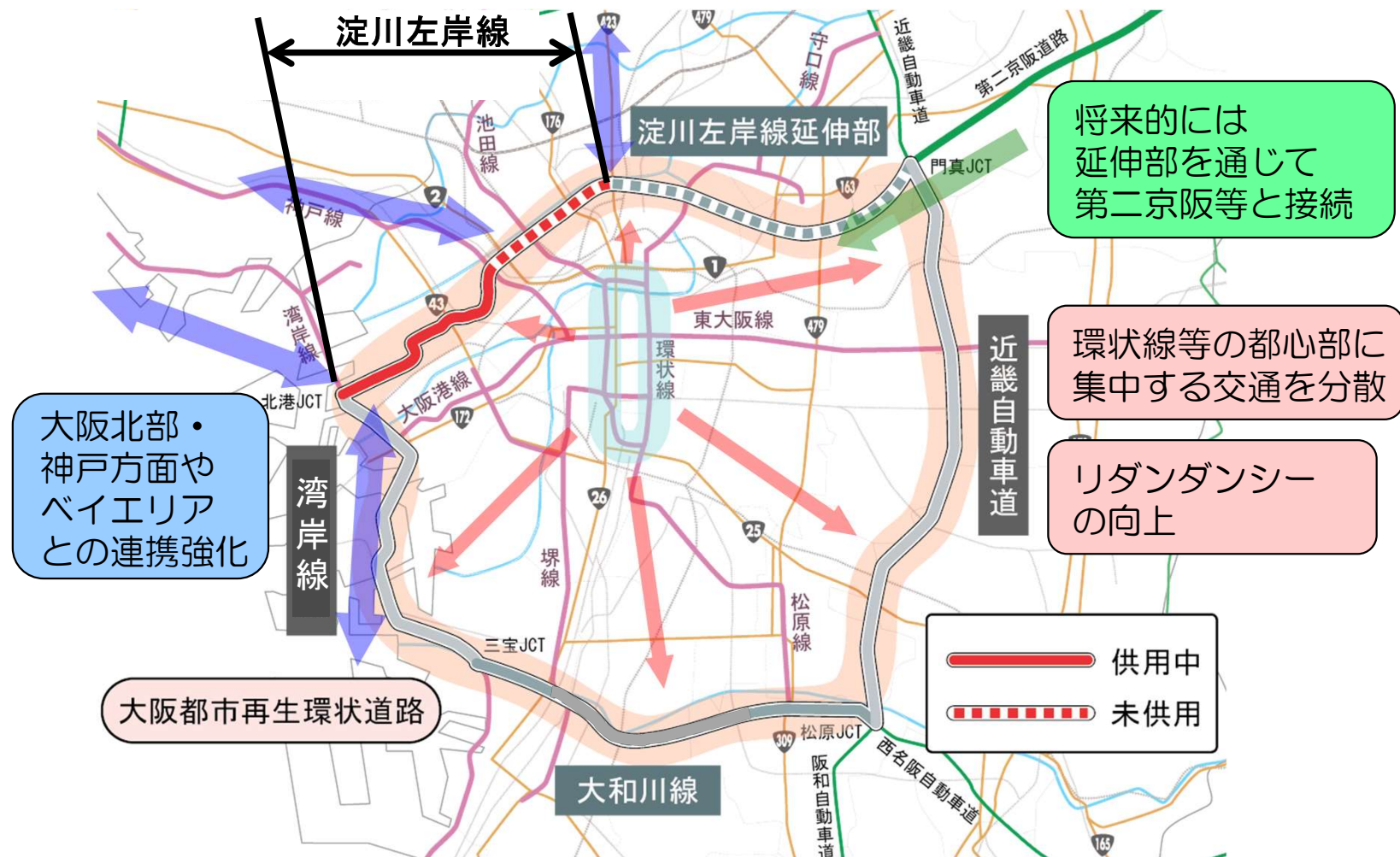
此花区高見1丁目～北区豊崎6丁目
〔淀川左岸線(1期・2期)〔此花区北港2丁目～北区豊崎6丁目〕のうち、大阪市が街路事業により道路整備を行う区間〕



1 事業目的

[事業目的]

政府の都市再生プロジェクトに位置付けられた「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成し、都心北部と臨海部とを連絡する地域高規格道路(自動車専用道路)であり、市中心部の渋滞緩和や市街地環境の改善を図るとともに、近畿圏の広域道路ネットワークの強化を図る。



[上位計画等における位置付け]

【都市再生プロジェクト(第二次決定)】 平成13年8月28日策定 大阪圏における環状道路の整備 (1) 大阪都心部における新たな環状道路の整備 大阪都心部に新たな環状道路の形成を図る。その際、第二京阪道路の近畿自動車道までの併用に併せ、これを整備することを目標とする。 1 このため、現在事業中である大和川線及び淀川左岸線について、これらと一体的に整備するスーパー堤防等の関連事業を積極的に推進する。	
---	--

[建設局運営方針における街路事業の位置付け]

経営課題	戦略及び具体的取組
経営課題3 【都市の成長と魅力向上】 高速道路ネットワークの強化や交通の円滑化など都市交通の充実に向けた取組を推進し、大阪・関西の成長を牽引するまちづくりを進めていく。	3-4【都市交通の充実】 万博開催時の会場への交通アクセスの充実に向け淀川左岸線(2期)事業の確実な事業推進を図る。 3-4-1【高速道路ネットワークの強化】 淀川左岸線(2期)事業について、全区間のトンネル本体工事及び橋梁工事等の確実な推進を図る。

1 事業目的

[街路事業の位置付け]

大阪市における当面10年間の都市計画道路の整備見通しを示す「都市計画道路の整備プログラム」内において、淀川左岸線(2期)は優先度の高い事業に位置付けられている

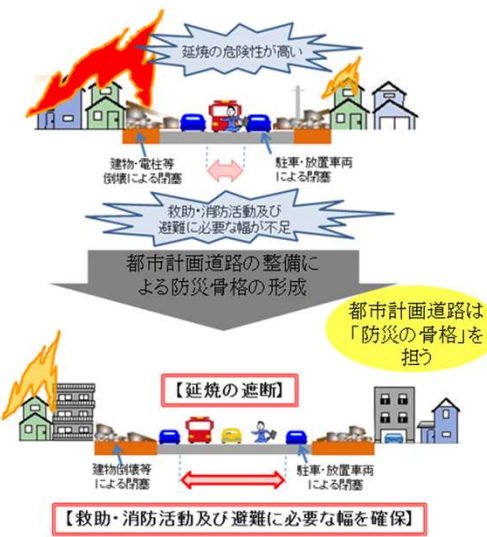
都市計画道路の整備プログラム(H28.9) より抜粋

整備の優先度が高い路線

◆ 密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線 ※6 (p.18~24)

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム(平成26年4月)」に基づき、地震時等において著しく危険な密集住宅市街地における防災性向上のさらなるスピードアップを図るため整備を重点的に推進している、災害時、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間のために必要な防災骨格となる都市計画道路(防災骨格路線)

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム 平成26年4月」(<http://www.city.osaka.lg.jp/tochiseiki/page/0000255852.html#program>)



■ 整備事例: 豊里矢田線(東成区)



◆ 淀川左岸線(2期)【自動車専用道路】

「大阪都市再生環状道路」の一部を構成する自動車専用道路で、市中心部の渋滞緩和や市街地環境の改善を図るとともに、近畿圏の広域道路ネットワーク強化に資する路線のうち、大阪市の街路事業と阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行にて事業中の区間

◆ 整備により得られる効果が特に高いことから早期に整備すべき未着手路線 ※6 (p.18~24)

◆ 他事業と連携して進めるべき路線 ※6 (p.18~24)

他のプロジェクトと連携して進めることが事業進捗上有利である、または、先送りすることの影響が大きく他事業の進捗に合わせる必要がある路線

【他事業と連携して進めるべき路線の例】

住宅市街地整備と合わせた都市計画道路整備

中心市街地等の既成市街地における、民間老朽住宅の建て替え・共同化を進めるとともに、道路・広場などの公共施設の整備と、それに伴う従前居住者用住宅を建設する事業に合わせて、都市計画道路の整備を進めています。

事例) 生野南部地区事業に合わせた河堀口舍利寺線密集住宅市街地

地区内の公共施設の整備

老朽建築物の除却・建て替え

事業に関連する公共施設の整備(道路・都市公園・河川等)

受け皿住宅の整備 防災街区整備事業(出典:国土交通省ホームページ「住宅市街地総合整備事業」)

連続立体交差事業に合わせた都市計画道路整備

連続立体交差事業と合わせ、鉄道沿いに側道(都市計画道路)を整備することで、良好な環境の保全や地域の利便性、防災性等が向上します。

事例) 阪急連立事業に合わせた付属街路

(整備事例: 南海本線(蘇之茶屋・玉出間)連続立体交差事業)

自動車専用道路の整備事業と合わせた都市計画道路整備

自動車専用道路が接続する路線の整備を行うことで一体となって交通の円滑化等の整備効果を高めます。

事例) 淀川左岸線の整備と合わせた淀川南岸線

複数の事業主体で共同実施する事業における都市計画道路整備

事例) 正運寺川歩行者専用道

阪神高速道路(株)、大阪府、大阪市の三者が主体となり、正運寺川を陸地化し、河川ボックスや下水ボックス、高速道路(淀川左岸線)を地下に整備、さらに高速道路の整備に伴い創出される上部空間を利用し、地域の災害時の避難空間の確保や生活の安全性、快適性の向上をはかるための公園と歩行者専用道(都市計画道路)の整備を進めています。

阪神高速淀川左岸線

河川ボックス

下水ボックス

(出典: 大阪府ホームページ)

2 事業内容

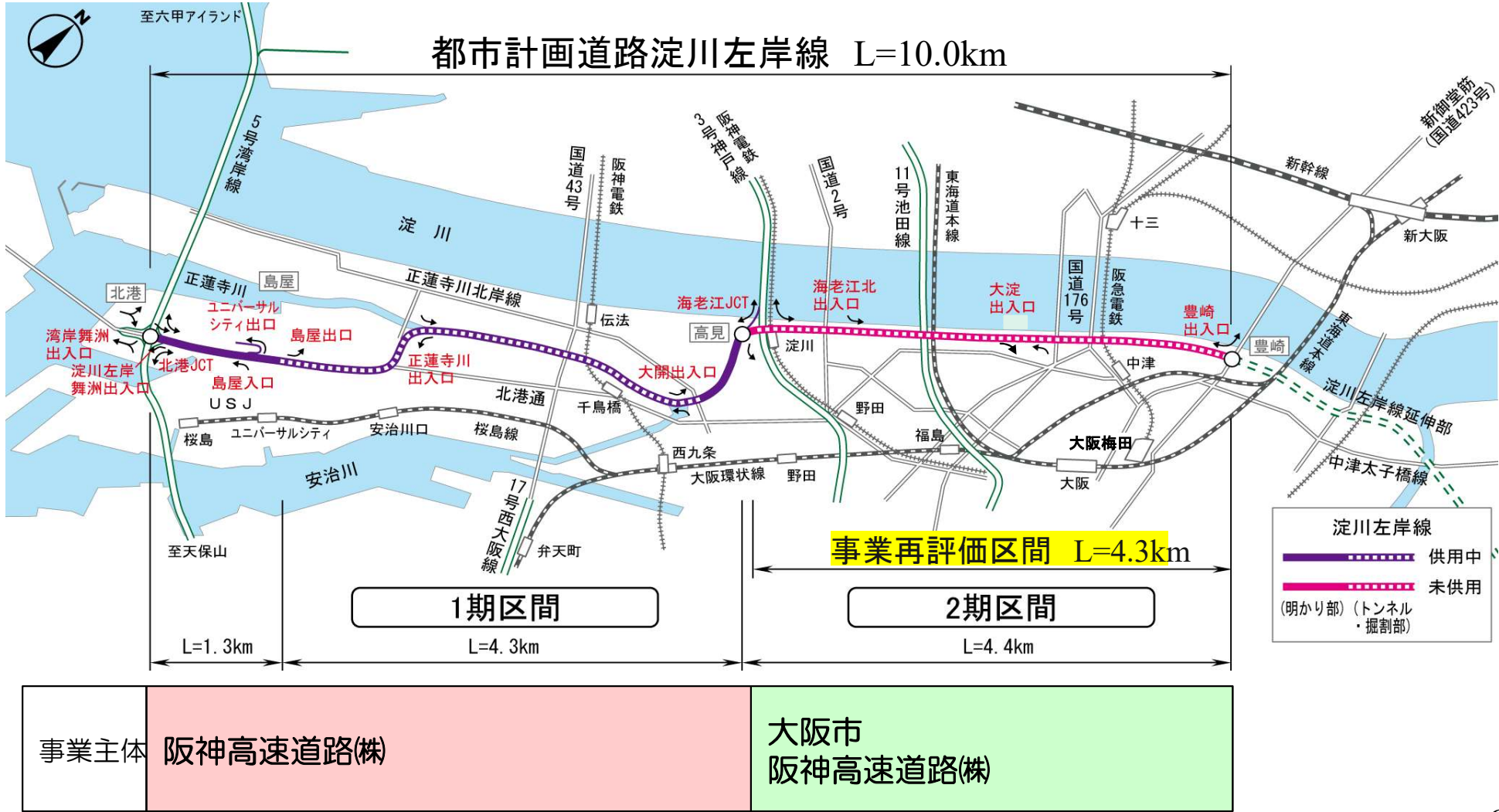
[事業内容]

延長:4.3km

[淀川左岸線(1期・2期)[延長10.0km]のうち、大阪市が街路事業により道路整備を行う区間]

幅員:22m(新設)

車線数:4車線(両側)

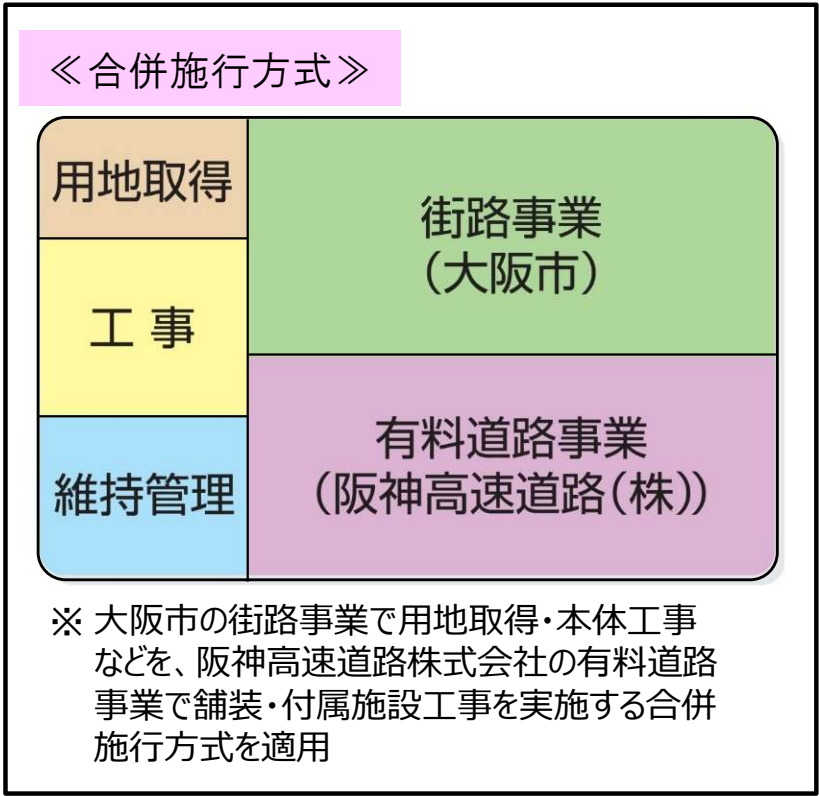
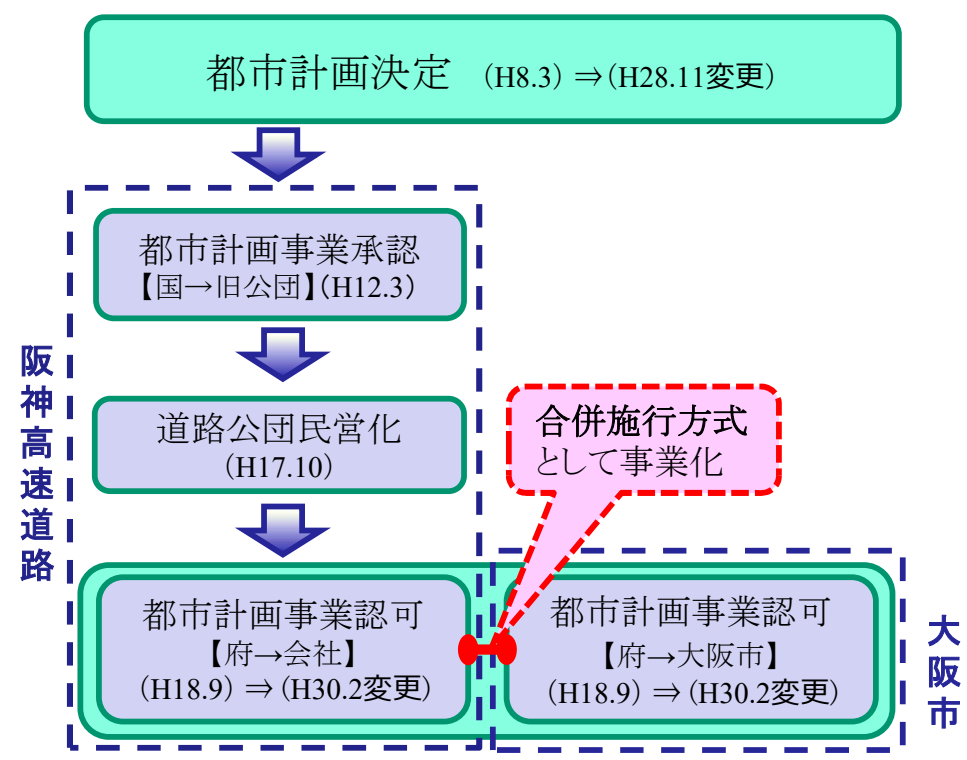


※未供用区間のJCT名及びランプ名は仮称

2 事業内容

◆事業手法

「道路公団民営化に伴い、大阪市と阪神高速道路株式会社との合併施行方式として実施している。



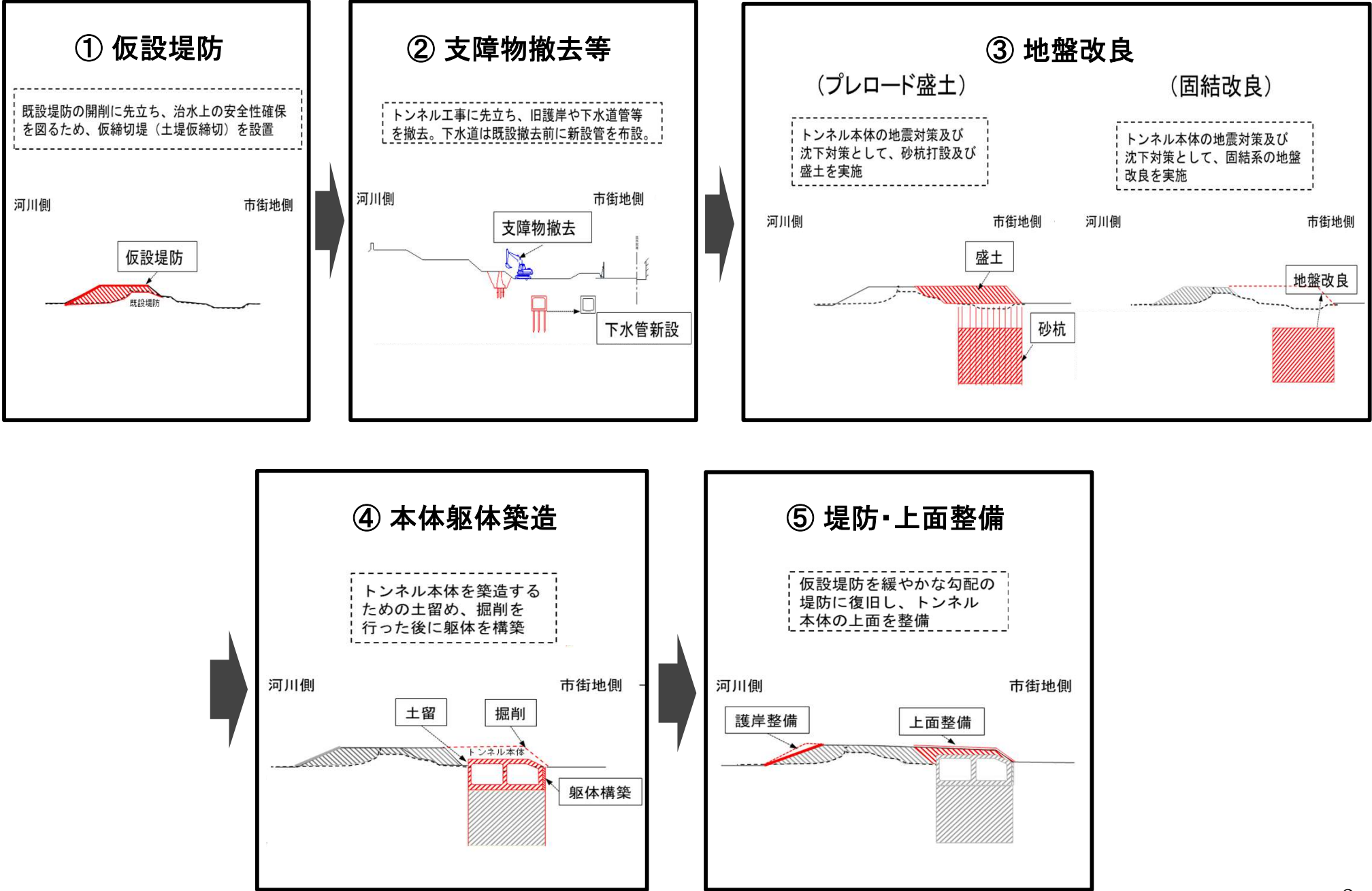
2 事業内容

◆完成イメージ

淀川堤防と一体となった特殊な構造の整備イメージ

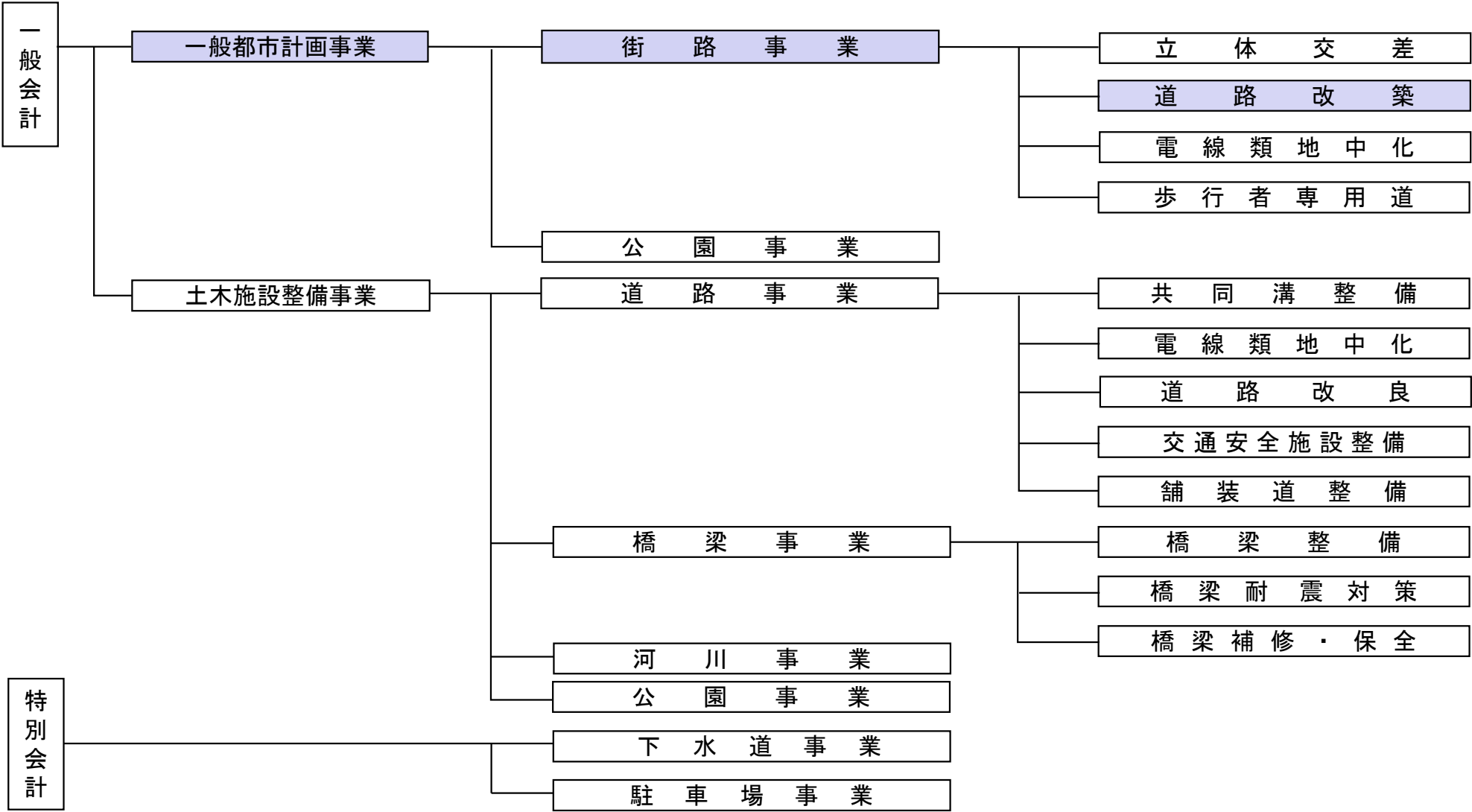


◆施工方法



2 事業内容

◆建設局事業の体系

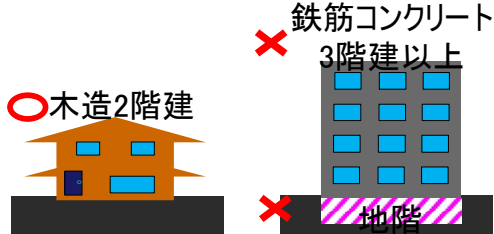


2 事業内容

◆都市計画事業の流れと建築制限

- 街路事業の着手までには、都市計画法に基づく、計画決定及び事業認可の手続きが必要となる。
- 計画が決定されると、その都市計画道路予定地内には、都市計画法により建築制限がかけられる（法第53条）。

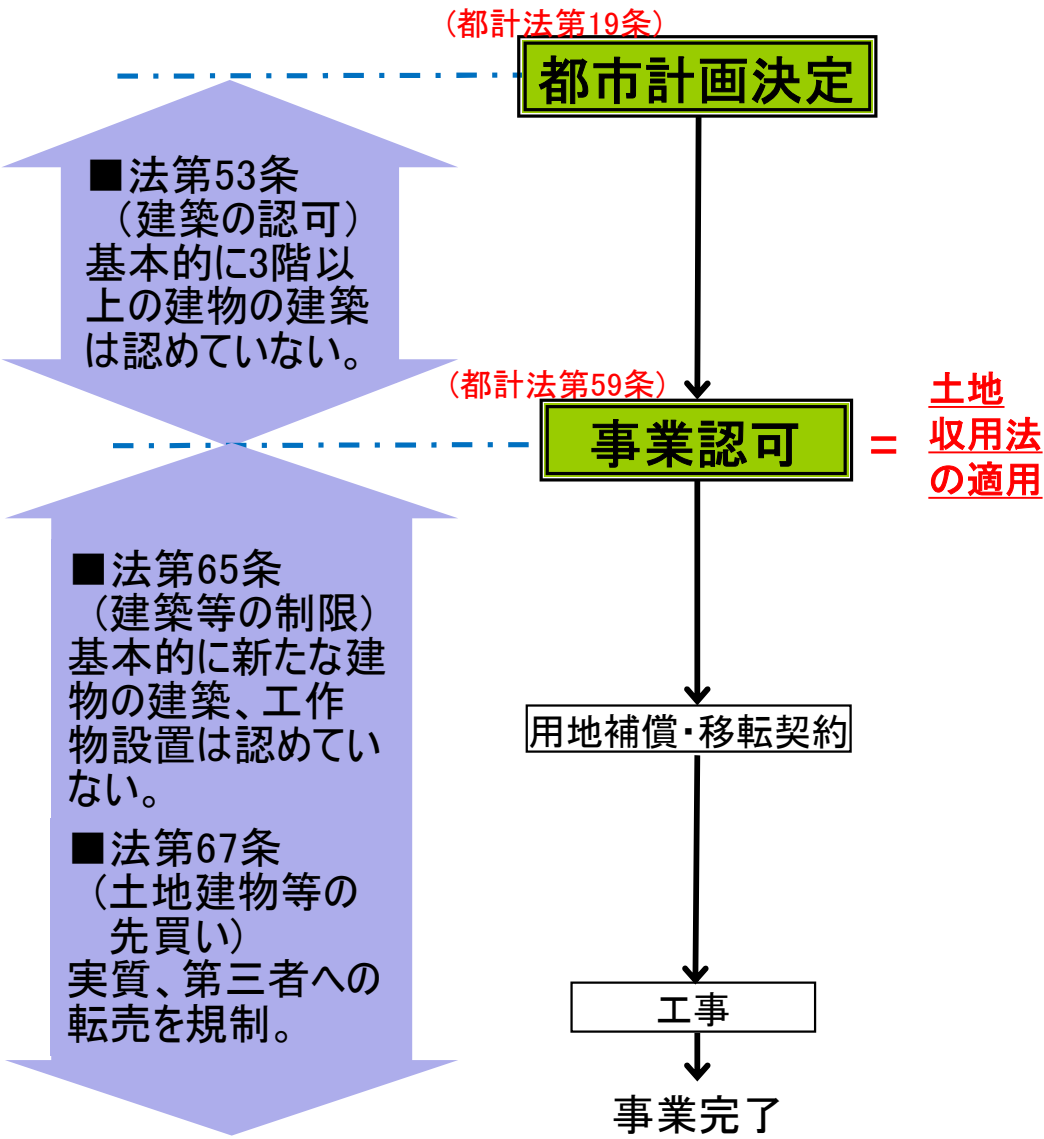
- ・ 都市計画道路予定地内で建築物を建てる場合は、市長の許可が必要となる。
- ・ 一般に建築できる建物は、要件を満たし、容易に移転または除去できる建物。



都市計画道路予定地に建築できる建物

※ 大阪市では、一部の区域で一定の要件に適合すれば、3階建でも認めています。

- 事業認可の告示がなされると、その都市計画道路予定地内には、都市計画法により、より強い権利制限がかけられる※（法第65条、第67条）とともに、土地収用法が適用される。

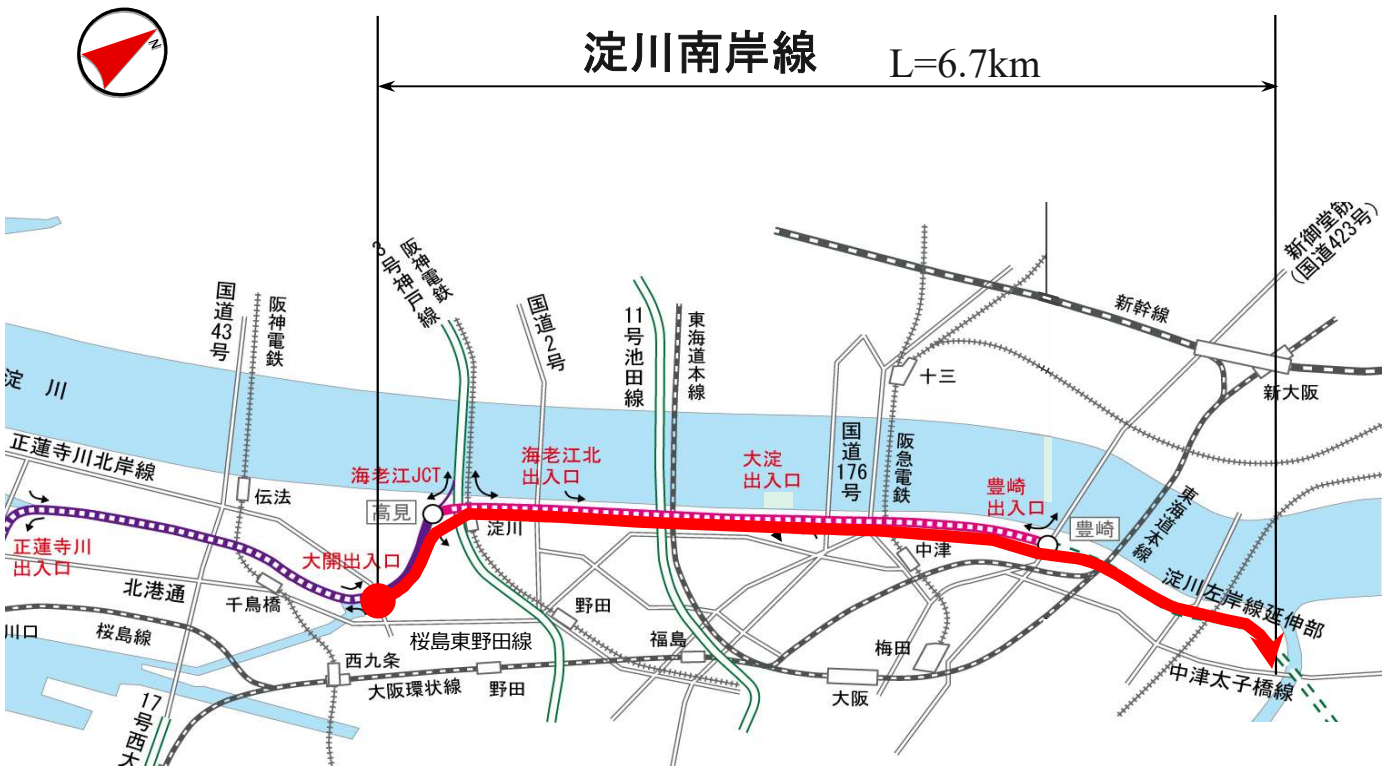


◆関連事業等の整備・進捗状況

淀川南岸線整備事業

事業概要

淀川南岸線は淀川左岸線と一体となって機能し、地域のサービス道路として生活の利便性・安全性・防災性の向上に資するほか、国道2号・城北公園通(主要市道中津太子橋線)等の幹線道路を連絡して東西方向の市内幹線道路ネットワークの強化を図る。



[事業進捗] 令和3年度末時点

- ・用地取得率 : 98%
(面積ベース)
- ・工事進捗率 : 9%
(整備延長ベース)